

山口県報

平成25年
11月8日
(金曜日)

目次

告示
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………二
道路の位置の指定(二件)(建築指導課)……………二
指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)……………二
公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………二
土地改良区役員の届出(農村整備課)……………三
県営佐田地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………三
雑報
争議行為の通知……………三



山口県告示第四百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第二項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十五年十一月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字明木字仏木一五三二の二、一五三二の三、一五五〇、一五七五、一五七六、一五七八、一六四二、一六四四から一六四六まで、一六四七の一、一六四七の

二、一七六七の一、一七六九の一、一七七〇、一七七一の一、一七七五から一七八〇まで、一七八七の一、一七九七の一、一七九七の三から一七九七の一七まで、一七九七の二〇、一七九七の二二、一七九七の三〇から一七九七の四二まで、一七九八、一八〇〇、一八〇一、一八〇二の一、一八一二、一八一九から一八二二まで、一八三二の一、一八三三の二、一八三三、一八二六から一八三一まで、三〇七一、字仏木右一七四八の一、一七五一の一、字小内匠館ヶ浴一七五九、字小内匠左一七六〇の一から一七六〇の三まで、一七六二、一七六三の一、一七六四、字小内匠左奥一七六一の一、一七六一の二、字仏木小内匠左一七六五の一、字仏木後浴右一七七二から一七七四まで、字仏木後浴左一七八一、一七八二、一七八四の一、一七八六、字仏木杉谷口一七九一、字横瀬仏木一七九八の一、一七九八の三、一八〇〇の一から一八〇〇の八まで、一八〇〇の一〇から一八〇〇の一五まで、一八〇〇の七から一八〇〇の二四まで、字仏木田床一八〇二、一八〇五の二、字仏木大町ノ上一八〇六、字仏木大町ノ上浴一八〇八、一八〇九、字仏木祖父ヶ墓ノ浴一八一、字仏木入口左一八三三の一、一八三三の二、一八三四の一、一八三四の二

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

長門市油谷伊上字浅井四五の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。
平成二十五年十一月八日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
柳井市柳井字河原一五二の一及び一五二の一 地先	四・〇〇 四・二二	二五・九	平成二五、 一〇、二二

山口県告示第四百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市西柳一丁目一五四三の一及び一五四三の一 地先	四・〇〇 四・五	七六・六	平成二五、 一〇、二二

山口県告示第四百三十七号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十一月十一日から施行する。

平成二十五年十一月八日

山口県知事 山本 繁太郎

三の表西中国信用金庫の項中、「新垢田代理店、ときわ代理店」を、「シーモール代理店、新垢田代理店、向井町代理店、ときわ代理店、通津代理店」に改める。



(三八二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十五年十二月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十一月八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人学生耕作隊

代表者の氏名 三田村 諭
 主たる事務所の所在地 宇部市大字今富二五番地の一

(三八三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十五年十一月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の名	住所
下関市豊北町土地改良区	作花 信秋	下関市豊北町大字粟野三五四一

土地改良区の名	理事の名	住所
豊北町大字阿川四四八〇	松富 鐵夫	豊北町大字阿川四四八〇
豊北町大字神田三八六六の一	江原 聰	豊北町大字神田三八六六の一
豊北町大字角島六五二の一	古野 廣吉	豊北町大字角島六五二の一
豊北町大字神田上六三八三	中村 光夫	豊北町大字神田上六三八三
豊北町大字滝部一八三〇	静岡 元	豊北町大字滝部一八三〇
豊北町大字田耕三九三八	阿立 和美	豊北町大字田耕三九三八
豊北町大字粟野五四三九の一	内田 重嗣	豊北町大字粟野五四三九の一
豊北町大字角島一三九六	市村 又一	豊北町大字角島一三九六
豊北町大字滝部二六一五	中山 清文	豊北町大字滝部二六一五

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の名	住所
下関市豊北町土地改良区	前田 好和	下関市豊北町大字粟野四二六〇の一
豊北町大字阿川四四八〇	松富 鐵夫	豊北町大字阿川四四八〇
豊北町大字神田三一七六	田村 昭久	豊北町大字神田三一七六
豊北町大字角島三〇〇三	森本 長史	豊北町大字角島三〇〇三
豊北町大字神田上七八三	藤田 行	豊北町大字神田上七八三
豊北町大字滝部二四五七の四	磯部 静波	豊北町大字滝部二四五七の四

土地改良区の名	理事の名	住所
豊北町大字田耕六九五三	釣井 正明	豊北町大字田耕六九五三
豊北町大字神田三八六六の一	江原 聰	豊北町大字神田三八六六の一
豊北町大字北宇賀一七二二	金田 建毅	豊北町大字北宇賀一七二二

(三八四) 県営佐田地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営佐田地区経営体育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十一月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 縦覧に供する書類

県営佐田地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年十一月十一日から同年十二月二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十五年十一月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事件

- (一) 年末一時金の要求に関する件
- (二) 諸手当の改善の要求に関する件
- (三) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十五年十一月八日発行

発行人

山口県知事

三 平成二十五年十一月十二日以降本問題の解決に至るまでの期間
場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事
する全職場

四 概要
あらゆる形の争議行為を実施する。